

クリーニング所を開設される方に

福山市内でクリーニング所（一般又は取次所*）を開設しようとする場合は、クリーニング業法の規定により、あらかじめ福山市保健所長に開設届を提出し、その構造設備の確認を受けなければ、営業できません。

*取次所とは：洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所

については、次の事項に注意して届出を行ってください。

一般クリーニング所の場合は、その排水について環境保全課（市役所本庁舎8F）へ相談してください。なお、下水道に接続する場合は、上下水道局にも相談してください。

なお、テトラクロロエチレン等や石油系溶剤を使用する場合、特別管理産業廃棄物の排出事業者該当しますので、廃棄物対策課（市役所本庁舎8F）に、また、引火性溶剤を使用する場合、建築基準法において制限されている用途地域がありますので、建築指導課（市役所本庁舎11F）にそれぞれ相談してください。

1 開設届

施設の確認検査を営業開始7日程度前に行いますので、おおむね営業開始予定日の10日程度前までに届け出てください。確認検査は、構造設備基準等を満たした状態で実施します。

営業施設は「構造設備基準」及び「衛生上必要な措置基準」に適合するよう、施設の設計・営業の準備を行ってください。

検査手数料 16,000円

【添付書類】

| | |
|--|--|
| 施設付近の見取図 | 施設の位置を明示したもの |
| 平面図 | （一般クリーニング所の場合） 受渡場、区分整理場、洗い場、乾燥場、仕上場を示し、洗濯機、脱水機、乾燥機、洗剤・薬品等の保管庫、排水経路等を記載すること。…施設全体及び受渡場等各工程別作業場には寸法を記載（内寸で記載） （一般及び取次所の場合） 洗濯する前のもの及び洗濯が終わったものの保管設備を記載すること。 ※取次所であって、同一施設内で他の営業と兼業となる場合は、施設全体と取次所部分の配置・区画状況がわかる図面とする。 |
| クリーニング師免許証 | 一般クリーニング所の場合…原本は確認後、返却します。 |
| 登記事項証明書 | 法人による届出の場合…原本（発行日が3ヶ月以内のもの）は確認後、返却します。 |
| 他に営業しているクリーニング所又は無店舗取次店に係る事項（名称、所在地（業務用車両の保管場所、車両登録番号）、従事者数、クリーニング師の名前）を記載した書類 | 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合 ※クリーニング師の名前は、クリーニング師が従事している場合に限る。 |

2 開設後の各種届

営業開始後に次の事項が生じた場合は、届け出てください。

（1）変更届…申請書等に記載した事項を変更した場合、速やかに届け出てください。

※開設者の変更、店舗の移動、拡張その他大幅な構造設備の変更等の場合、新規の開設扱いとなるので、必ず事前に連絡・相談を行ってください。

【変更事項／添付書類】

| | |
|------------------------|--|
| 営業者の名前、本籍（結婚等） | ◆戸籍抄本等…確認後、返却します。 |
| 営業者の住所 | なし |
| 営業施設の名称 | なし |
| 法人が営業者の場合の法人の名称、事務所所在地 | 変更履歴がわかる登記事項証明書（履歴事項全部証明書）…原本（発行日が3ヶ月以内のもの）は確認後、返却します。 |

| | |
|---|---|
| クリーニング師の本籍、住所、名前、 生年月日、登録番号 〔※追加だけでなく削除の 場合も届出必要。〕 | (クリーニング師の追加による変更の場合) クリーニング師免許証の写し…原本は確認後、返却します。 |
| 構造設備 | 変更前・後の平面図 |
| 管理人の名前、本籍、生年月日、住所 | なし |
| 種別(一般クリーニング所・取次所間) | 変更前・後の平面図 ※同一性を失わない場合に限る。 |
| 従事者数 | なし |
| 指定洗濯物**の取扱いの有無 | なし |

**指定洗濯物:感染症を起こす病原体による汚染の恐れがあるものとして国が指定する洗濯物で、次のとおり。

- ◎ おむつ、パンツ、てぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- ◎ 病院・診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの
- ◎ 感染症にかかっている者が使用したもの
- ◎ 感染症にかかっている者に接した者が使用したもので、感染症を起こす病原体による汚染のおそれがあるもの

(2) 廃止届…営業を廃止した場合は、速やかに届け出てください。

【添付書類】

| |
|------|
| ◆確認証 |
|------|

(3) 承継届…譲渡、相続又は合併・分割により、営業者の地位を承継した場合は、遅滞なく届け出てください。

【添付書類】

| | |
|----------|---|
| 譲渡の場合 | ◆営業の譲渡が行われたことを証する書類 ◆営業譲渡に係る申立書 ◆登記事項証明書…原本(発行日が3ヶ月以内のもの)は確認後、返却します。 ※法人による届出の場合 ◆他に営業しているクリーニング所又は無店舗取次店に係る事項(名称、所在地(業務用車両の保管場所、車両登録番号)、従事者数、クリーニング師の名前)を記載した書類 |
| 相続の場合 | ◆戸籍謄本(相続人のすべてがわかるもの)又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し ◆相続人全員の同意書 ※相続人が承継者本人のみの場合は不要 ◆他に営業しているクリーニング所又は無店舗取次店に係る事項(名称、所在地(業務用車両の保管場所、車両登録番号)、従事者数、クリーニング師の名前)を記載した書類 |
| 合併・分割の場合 | ◆登記事項証明書(発行日が3ヶ月以内のもの) ◆他に営業しているクリーニング所又は無店舗取次店に係る事項(名称、所在地(業務用車両の保管場所、車両登録番号)、従事者数、クリーニング師の名前)を記載した書類 |

(4) 感染性の疾病り患届…業務従事者が結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合、直ちに届け出ること。
※当該業務従事者の就業については、保健所の指示に従ってください。

【添付書類】

| |
|-----|
| 診断書 |
|-----|

3 研修・講習

法令により次のとおり、研修又は講習を受講しなければなりません。

研修・講習実施主体：公益財団法人広島県生活衛生営業指導センター（電話082-532-1200）

(1) クリーニング師

業務に従事した後1年以内に、その後は3年に一度、指定団体が開催する「クリーニング師研修」を受講してください。

(2) 業務従事者

営業者は、業務従事者の中から衛生管理を行う者を選定（5名ごとに1名選定）して、その者を開設後1年以内に、指定団体が開催する「クリーニング業務従事者講習」を受講させてください。（その後は、3年以内ごとに受講させてください。）

4 苦情の申し出先の明示

法令により次のとおり、苦情の申し出先を明示しなければなりません。

(1) クリーニング所

苦情の申し出先となるクリーニング所の名称、所在地、電話番号を店頭に掲示しておくとともに、これらを記載した書面を配布する。

(2) 無店舗取次店

苦情の申し出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所、電話番号を記載した書面を配布する。

詳しくは保健所までお問い合わせください。

〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22
福山市保健所 生活衛生課 環境衛生担当
電話 928-1165 FAX 928-1143